日本小学生バレーボール連盟

倫　理　委　員　会　規　程

日本小学生バレーボール連盟
倫理委員会

１．この規程は「日本小学生バレーボール連盟規約」第７章に基づく委員会について定める。

２．倫理委員会は、小学生バレーボールにおける事故・事件の未然防止及び事故発生後の処置について対応する。

３．倫理委員会は、日小連理事長、日小連理事２名、評議員３名の計６名とし、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

４．倫理委員会は、公益財団法人日本バレーボール協会の倫理規程に基づき日小連倫理規程を作成する。

５．必要に応じて、会長が招集し事件・事故の処理等にあたる。

倫　理　規　程

日本小学生バレーボール連盟

第１条　目的

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会「倫理規程」に基づき、日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」）の関係者（以下「日小連関係者」）が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、日小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

第２条　適用範囲

前条に規定する「日小連関係者」とは、以下の者をいう。

（１）日小連役員（会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事、評議員）
（２）都道府県小連役員、都道府県地区小連役員
（３）「登録及び登録料に関する規程」に基づいて日小連に登録した個人又は団体の指導者
（４）参加選手の保護者

第３条　責務及び順守事項

日小連関係者は、日小連の定めた諸規程や決定事項を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

２　日小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。

（１）日小連の決定した方針に従わないこと。
（２）日小連の認めていない競技会に参加すること。
（３）小学生の体力向上から逸脱した厳しい日常練習や対外試合。
（４）指導に名を借りた体罰、暴力、暴言、セクシャルハラスメント、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動をとること。
（５）選手の入部に係わる正当な手続きを経ずに、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。
（６）日小連関係者として著しく品位又は名誉を傷つけること。
（７）フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
（８）事業推進のために後援並びに協賛社等から良識を超えた多額の金品の提供を受けること。
（９）その他、著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

第４条　倫理委員会の設置

本規程の解釈、運用のために、理事会の議決に基づき倫理委員会を設置する。

２　倫理委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

第５条　違反行為の対応及び処分

本規程への違反行為に対する対応は、別紙に定めの方法（手順）によって行う。
また、処分については、基本的に都道府県小連が行う。

２　日小連関係者の禁止事項行為については、以下の罰則規定を以って対処する。

レベル	体罰・暴力・暴言などの違反内容	罰　則　内　容
レベル１	言葉による暴力 飲酒、喫煙を伴う指導　など	口頭による厳重注意 日小連への氏名報告
レベル２	レベル１の繰り返し	文書による厳重注意 反省文の提出 ※レベル２以上は「発生県名」及び「発生事例」を公開する。
レベル３	体罰・暴力行為 その他指導者として相応しくない行為	一定期間（１年以内）の指導及びベンチ入り禁止
レベル４	著しい体罰・暴力行為 レベル３の繰り返し	指導及びベンチ入り禁止 指導資格、役職等の剥奪 （日体協資格には関与できない） 都道府県小連主催大会、交流会時に発生の場合は、その大会の開催停止 （全日本小学生大会は実行委員会判断となる） 都道府県役員の反省書提出
レベル５	刑事・行政責任に係わるような体罰・暴力事件　など	永久追放 チーム解散 （別指導者、別組織チームは認める）

３　処分を決定するに当たっては、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設定する。
４　処分の決定通知は、都道府県小連会長名で文書で通知する。
５　処分決定に対する不服申し立ては、被処分者が都道府県小連会長宛に文書で提出すること。
６　処分を受けた指導者氏名は、日小連より全日本バレーボール小学生大会実行委員会、全国スポーツ少年団交流大会実行委員会に報告することとする。（報告はその年度のみ）

第６条　その他

本規程の実施に関する必要な細則は、倫理委員長が理事会の承認を得て別に定める。
２　本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。
３　本規程は、平成２４年３月２０日から施行する。